

○ 星薬科大学図書館規程

(昭和 53 年 3 月 24 日制定)

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、星薬科大学学則第68条に基づく細則として定められる。

(目的)

第 2 条 本学図書館（以下「図書館」という。）は、大学の教育、研究及び学習に必要な図書館資料並びに学術情報を収集、整理、管理し、これを効果的に利用に供し、教育研究の充実、発展に寄与することを目的とする。

(組織)

第 3 条 図書館に図書館長（以下「館長」という。）及び司書職員、事務職員を置く。

第 4 条 館長は、図書館を代表し、その業務を総括する。

第 5 条 司書職員及び事務職員は、館長の命を受け業務を遂行する。

(図書委員会)

第 6 条 図書館に図書委員会を置き、次の事項を審議する。

- (1) 図書館の管理及び運営に関する事項
- (2) 図書館の予算及び決算に関する事項
- (3) 図書館の資料の選択及び収集に関する事項
- (4) 図書館の利用推奨のための諸活動に関する事項
- (5) その他館長の諮問した事項

第 7 条 図書委員会は、以下の委員をもって構成する。

- (1) 館長
- (2) 専門分野を考慮して各領域から選出された教育職員数名
- (3) 図書事務統括責任者

第 8 条 図書委員は、館長の推薦に基づき教授会の議を経て学長が委嘱する。

2 任期は2年とし、重任を妨げない。

第 9 条 図書委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(運用)

第 10 条 図書館資料の収集、管理及び運営は、別に定める図書館図書管理規程による。

附 則

この規程は、昭和53年3月25日から施行する。

この規程は、平成24年8月7日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。